

項 目	内 容
1. 商品名	自由金利型定期預金（愛称：大口定期）
2. 販売対象	制限ありません。
3. 期間 (1) 定型方式 (2) 期日指定方式	1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 * 定型方式は 1 年までは元金継続または元利継続、2 年以上は元金継続のお取り扱いができません。 1 ヶ月超 5 年未満 * 自動継続のお取扱いはできません。
4. 預入（受入）方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	定期預金作成時に元金全額を一括してお預け入れいただきます。 1,000 万円以上 1 円単位
5. 払戻（支払）方法	満期日以後に元金を一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	お預け入れ時の約定利率を満期日まで適用します（固定金利）。 基準となる預金利率（以下、基準利率という）は、当金庫営業店店頭に表示します。 定型方式は各期間毎に基準利率を設定します。期日指定方式の場合は、その預入期間を超えず、かつ期間が最も近い定型方式の利率を基準利率とします。 お預け入れ期間が 2 年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いします。 2 年以上のものは、満期日の 1 年前の応当日までに到来する、預入日の 1 年毎の応当日に約定利率の 70% ずつを、残りを満期日以後にお支払いします。 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 基準利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる特約事項	満 20 歳以上の個人のお客様は、総合口座による当座貸越のお取り扱いができます。
9. 重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。） この預金は原則として中途解約できません。やむを得ず中途解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率により計算した利息とともに お支払いします。 A. 預入日の 1 ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の(a)、(b)および(c)により計算した利率のうち最も低い利率とします。〔(c)の計算結果が 0% を下回る場合は 0%〕 B. 預入日の 1 ヶ月後の応当日以後に解約する場合には、次の(b)、(c)および(d)により計算した利率のうち最も低い利率とします。 (a) 解約日における普通預金の利率 (b) 約定利率 × 70% (c) 約定利率 $\frac{(\text{基準利率}^* - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (d) 預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日の自由金利型定期預金の店頭表示利率 × 90% * (c) 式の基準金利は、解約日時点の利率を適用するため、中途解約の場合確定利回りとなりません。 中間払利息が支払われている場合には、その支払額と満期日前解約利息との差額を清算します。

10. その他参考事項	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。